

議案第66号

東京都板橋区立アートギャラリー条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年9月20日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区立アートギャラリー条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立アートギャラリー条例（平成20年板橋区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表ギャラリーA室の項中「10,300円」を「13,900円」に改め、同表ギャラリーB室の項中「10,200円」を「13,700円」に改め、同表ギャラリーC室の項中「4,200円」を「5,900円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用申請が受理された、令和7年4月1日（以下「基準日」という。）以後の使用に係る使用料（指定管理者により東京都板橋区立アートギャラリーの管理を行う場合は利用料金。以下同じ。）について適用し、基準日前の使用に係る使用料及び施行日前に受理された使用申請に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

使用料の額及び利用料金の上限額を改定する必要がある。